

出入国在留管理庁電子届出システムに関するQ & A  
～特定技能所属機関・登録支援機関の届出用（制度編）～

- ※ このQ & Aにおいて、「出入国管理及び難民認定法」は「入管法」と記載し、「出入国在留管理庁電子届出システム」は「電子届出システム」と記載しています。
- ※ 届出について御不明な点がある場合は、外国人在留総合インフォメーションセンター（0570-013904）又は最寄りの地方出入国在留管理局の窓口にお問合せください。システム操作について御不明な点がある場合は、電子届出システムヘルプデスク（help-accord@s-kantan.com）にお問合せください。
- ※ このQ & Aは、特定技能所属機関・登録支援機関の届出専用です。特定技能所属機関・登録支援機関の届出以外の届出・報告（入管法第19条の16及び法第19条の17に規定される届出並びに日本語教育機関の告示基準に係る報告）についても、電子届出システムを利用して提出することができますので、それぞれの届出・報告用のQ & A及び操作マニュアル等を御確認ください。

～質問一覧～

- Q 1 電子届出システムは誰が利用できますか。
- Q 2 「電子届出システム」を利用したいのですが、どのような手続をすれば、利用できますか。
- Q 3 電子届出システムを利用して行うことができる届出にはどのようなものがありますか。
- Q 4 電子届出システム以外の方法で届出を提出することはできますか。
- Q 5 必要な届出をしなかったり、うその届出をしたりした場合は、どのような罰則又は不利益処分がありますか。
- Q 6 届出に必要な添付書類は、どのように提出すれば良いですか。
- Q 7 地方出入国在留管理局・同支局から資料の追加提出・補正依頼の連絡がありました。電子届出システムを利用して追加提出することはできますか。
- Q 8 電子届出システムから申込みをしましたが、ファイルの添付を忘れてしまいました。どうすれば良いですか。
- Q 9 電子届出システムから申込みをしましたが、内容に誤りがあるため一旦取り下げることはできますか。
- Q 10 事由発生年月日（変更・締結・終了年月日等）に未来日を入力することは可能ですか。

Q 1 電子届出システムは誰が利用できますか。

A 1 特定技能所属機関・登録支援機関の届出を行う、以下の方々が利用できます。

- ① 在留資格「特定技能」を有する外国人を受け入れている特定技能所属機関の職員の方
- ② 1号特定技能外国人支援計画の全部を実施するとして登録を受けた登録支援機関の職員の方

Q 2 「電子届出システム」を利用したいのですが、どのような手続をすれば、利用できますか。

A 2 特定技能所属機関・登録支援機関の職員の方が電子届出システムを利用するためには、事前に利用者情報登録を行う必要があります。登録手続の詳細は、電子届出システムページ内の「利用者情報登録」欄を御確認ください。

Q 3 電子届出システムを利用して行うことができる届出にはどのようなものがありますか。

A 3 特定技能制度における以下の全ての届出が対象となります。

- ・ 特定技能所属機関による随時届出
  - 入管法第19条の18第1項第1号（特定技能雇用契約の変更・終了・新たな契約の締結）
  - 入管法第19条の18第1項第2号（支援計画の変更）
  - 入管法第19条の18第1項第3号（支援委託契約の締結・変更・終了）
  - 入管法第19条の18第1項第4号（受入れ困難・不正行為）
- ・ 特定技能所属機関による定期届出
  - 入管法第19条の18第2項第1号（受入れ状況）
  - 入管法第19条の18第2項第2号（支援実施状況）
  - 入管法第19条の18第2項第3号（活動状況）
- ・ 登録支援機関による随時届出
  - 入管法第19条の27第1項（登録事項変更）
  - 入管法第19条の29第1項（支援業務の休廃止）
  - 入管法施行規則第19条の23（支援業務の再開）
- ・ 登録支援機関による定期届出
  - 入管法第19条の30第2項（支援実施状況）

なお、特定技能制度における各種届出の届出事由、提出時期等については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を御確認ください。

同要領は、出入国在留管理庁ウェブサイト内の「特定技能制度」のページから御確認

いただけます。また、届出書の記載例・定期届出Q & Aについても掲載していますので、併せて御確認ください。

([http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html))

Q 4 電子届出システム以外の方法で届出を提出することはできますか。

A 4 届出書類を地方出入国在留管理官署に持参又は郵送により提出することができます。持参又は郵送による場合の届出書類の提出先は、以下のとおりです。届出の種類により提出先が異なりますので御留意ください。

- ・ 特定技能所属機関による届出又は登録支援機関による随時届出については、特定技能所属機関又は登録支援機関の住所（法人の場合は、登記上の本店所在地）を管轄する地方出入国在留管理局・同支局に提出してください。
- ・ 登録支援機関による定期届出については、支援委託契約の相手方である特定技能所属機関の住所（法人の場合は、登記上の本店所在地）を管轄する地方出入国在留管理局・同支局に提出してください。

提出先の管轄については、以下の一覧表を御参照ください。

管轄地域	北海道	
局・支局	札幌出入国在留管理局	審査部門
住所	060-0042 札幌市中央区大通り西12丁目 札幌第三合同庁舎	
管轄地域	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県	
局・支局	仙台出入国在留管理局	審査部門
住所	983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	
管轄地域	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県(注1), 新潟県, 山梨県, 長野県	
局・支局	東京出入国在留管理局	就労審査第三部門
住所	108-8255 東京都港区港南5-5-30	
管轄地域	神奈川県(注1)	
局・支局	東京出入国在留管理局横浜支局	就労・永住審査部門
住所	236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	
管轄地域	富山県, 石川県, 福井県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県	
局・支局	名古屋出入国在留管理局	就労審査第二部門
住所	455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	
管轄地域	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県(注2), 奈良県, 和歌山県	
局・支局	大阪出入国在留管理局	就労審査部門
住所	559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目29番53号	
管轄地域	兵庫県(注2)	
局・支局	大阪出入国在留管理局神戸支局	審査部門
住所	650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	
管轄地域	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県	
局・支局	広島出入国在留管理局	就労・永住審査部門
住所	730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	
管轄地域	徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県	
局・支局	高松出入国在留管理局	審査部門
住所	760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	
管轄地域	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県(注3)	
局・支局	福岡出入国在留管理局	就労・永住審査部門
住所	810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	
管轄地域	沖縄県(注3)	
局・支局	福岡出入国在留管理局那覇支局	審査部門
住所	900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	

(注1) 東京出入国在留管理局横浜支局に提出してください。

(注2) 大阪出入国在留管理局神戸支局に提出してください。

(注3) 福岡出入国在留管理局那覇支局に提出してください。

(注4) 成田空港支局, 羽田空港支局, 中部空港支局, 関西空港支局においては特定技能に関する業務を行っておりませんので, 御注意ください。

Q5 必要な届出をしなかったり, うその届出をしったりした場合は, どのような罰則又は不利益処分がありますか。

A5 罰則等の規定は, 各届出によって異なります。詳細は, 以下のとおりです。

・ 特定技能所属機関による届出の場合

入管法第19条の18第1項第1号（特定技能雇用契約の変更・新たな契約の締結・契約の終了に係る届出）若しくは同第2項第1号（受入れ状況に係る届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、入管法第19条の18第1項（第1号を除く。）若しくは同第2項（第1号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

これら罰則のほか、入管法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為は、特定技能基準省令第2条第1項第4号リ（9）に適合しないため、受入れができなくなる場合があります。

・ 登録支援機関による届出の場合

罰則規定はありませんが、入管法第19条の27第1項、同第19条の29第1項又は第19条の30第2項の規定に違反したときは、登録の取消事由に該当するため、登録を取り消す場合があります。

Q6 届出に必要な添付書類は、どのように提出すれば良いですか。

A6 電子届出システムの届出情報の入力画面からファイルを添付することができます。ファイルの添付の仕方については、操作マニュアルを御確認ください。

Q7 地方出入国在留管理局・同支局から資料の追加提出・補正依頼の連絡がありました。電子届出システムを利用して追加提出することはできますか。

A7 Q8の場合を除き、電子届出システムを利用して追加・補正資料等を提出することはできません。お手数ですが、連絡のあった地方出入国在留管理局・同支局の窓口を持参又は郵送により御提出ください。

Q8 電子届出システムから申込みをしましたが、ファイルの添付を忘れてしまいました。どうすれば良いですか。

A8 まず、電子届出システムの「申込内容照会」から「処理状況」を御確認ください。

「処理状況」が「処理待ち」と表示されている場合は、修正ができますので、「修正する」をクリックして、ファイルを添付してください。詳細な手順については、操作マニュアルを御確認ください。

「処理状況」が「処理待ち」以外の表示となっている場合は、修正ができませんので、特定技能所属機関又は登録支援機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局・同支局に御連絡ください。

Q9 電子届出システムから申込みをしましたが、内容に誤りがあるため一旦取り下げることはできますか。

A9 「処理状況」が「処理待ち」と表示されている場合は、取り下げることができます。詳細な手順については、操作マニュアルを御確認ください。

「処理状況」が「処理待ち」以外の表示となっている場合は、取り下げることができませんので、特定技能所属機関又は登録支援機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局・同支局に御連絡ください。

Q10 事由発生年月日(変更・締結・終了年月日等)に未来日を入力することは可能ですか。

A10 届出は届出事由が発生した後に行わなければなりませんので、未来日は入力しないでください。

なお、登録支援機関による支援業務の再開に係る届出については、支援業務を再開しようとする1か月前までの提出が求められますので、「支援を再開する予定日」欄には未来日を入力してください。